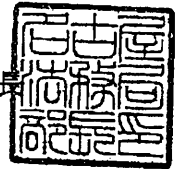


不 登 第 5 2 1 号

平成19年10月9日

法務省民事局民事第二課長 殿

名古屋法務局民事行政部長



担保権の登記がある土地又は建物について合筆の登記又は建物の合併の登記がされた後、当該担保権の登記名義人を登記義務者として登記の申請をする場合に提供すべき登記識別情報について（照会）

担保権の登記がある土地又は建物について合筆の登記又は建物の合併の登記がされた後、当該担保権の登記名義人を登記義務者として登記の申請をする場合に提供すべき登記識別情報は、合筆の登記又は建物の合併の登記後に存続する土地又は建物の登記記録に記録されている担保権の登記名義人についての登記識別情報で足りると考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

法務省民二第2204号

平成19年10月15日

名古屋法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長



担保権の登記がある土地又は建物について合筆の登記又は建物の合併の登記がされた後、当該担保権の登記名義人を登記義務者として登記の申請をする場合に提供すべき登記識別情報について（回答）

本月9日付け不登第521号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。